

第2節 表彰

○鹿兒島県警察の表彰に関する訓令

(平成10.12.28
鹿兒島県警察本部訓令57)

改正 平成25.3訓令8

(目的)

第1条 この訓令は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）第6条第2項及び第4項の規定に基づき、警察本部長（以下「本部長」という。）が行う表彰のほか、鹿兒島県警察の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部長表彰の種類)

第2条 本部長は、次に掲げる表彰を行うものとする。

- (1) 警察功績章
- (2) 賞詞
- (3) 賞状
- (4) 賞誉
- (5) 感謝状

2 本部長は、前項に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合は、その他の表彰を行うことができる。

本条…一部改正(平成25.3訓令8)

(警察功績章の授与)

第3条 警察功績章は、警察職員（以下「職員」という。）として勤務成績が優秀で、かつ、特に顕著な功労がある者に対して授与する。

(賞詞の授与)

第4条 賞詞は、次の各号の一について、職員として多大の功労があると認められる者に対して授与する。

- (1) 犯罪の予防又は鎮圧
- (2) 犯罪の捜査又は被疑者の検挙
- (3) 人命の救助又は身体及び財産の保護

- (4) 水害・火災その他の災害若しくは変事における警戒、防護又は救護
- (5) 警察上重要な発見・発明又は調査・研究
- (6) 警察の信頼を高めた善行又は市民応接
- (7) 警察安全相談、被害者対策等の県民に身近な業務の処理
- (8) 前各号に掲げるもののほか、警察上重要な事務の処理、職務の執行その他表彰することを適当と認める事項

本条…一部改正(平成13.2訓令3)

(賞状の授与)

第5条 賞状は、次に掲げる警察の部署（以下「部署」という。）に対して授与する。

- (1) 警察業務全般について、年間を通して顕著な業績を収めたと認められる警察署
- (2) 前条各号の一に掲げる事項について、顕著な業績があると認められる部署

本条…一部改正(平成13.2訓令3)

(賞誉の授与)

第6条 賞誉は、次に掲げる部署又は職員に対して授与する。

- (1) 各部門ごとの業務について、年間を通して優秀な業績を収めたと認められる警察署
- (2) 第4条各号の一に掲げる事項について、職員として功労があると認められる者若しくは成績が優秀であると認められる者又は業績が優秀であると認められる部署

本条…全部改正(平成13.2訓令3)

(感謝状の授与)

第7条 感謝状は、次の各号の一について、功労があると認められる警察部外の者又は団体に対して授与する。

- (1) 犯罪の予防又は鎮圧
 - (2) 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕
 - (3) 人命の救助
 - (4) 水害・火災その他の災害若しくは変事における警戒、防護又は救護
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、警察又は職員に対する協力
- 2 警察庁若しくは他の都道府県の職員又は部署が、前項各号の一に掲げる事項について、鹿兒島県警察又は当該職員に対して協力援助した場合において、その功労が著しいと認められるときは、これに対して感謝状を授与することができる。

(副賞の授与)

第8条 第4条から前条までの規定により本部長表彰を行うときは、別表に定める基準により、賞金その他の副賞を付与することができる。

本条…一部改正〔平成25.3訓令8〕

(死亡又は退職時の表彰)

第9条 本部長表彰を受ける者が、表彰前に死亡し、又は退職したときは、生前又は退職の日にさかのぼってこれを表彰する。

2 前項に規定する死亡者に対する表彰は、次に掲げる順位に従い、その遺族に対し授与する。

- (1) 配偶者
- (2) 直系卑族
- (3) 直系尊族
- (4) 兄弟姉妹
- (5) その他の親族

本条…一部改正〔平成25.3訓令8〕

(本部長表彰上申の手続)

第10条 警察本部の部課長（科学捜査研究所長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長を含む。以下同じ。）及び警察学校長並びに警察署長（以下「所属長等」と総称する。）は、当該所属の職員若しくは当該部署に第3条から第6条までに規定する功労、成績若しくは業績があると認めるとき又はその所掌事務に関し警察部外の者若しくは団体若しくは警察庁その他の都道府県の警察職員若しくは部署に第7条に規定する功労があると認めるときは、表彰上申書（別記第1号様式又は別記第2号様式）により、警務部監察課長（以下「監察課長」という。）を経て、速やかに、本部長に表彰の上申をしなければならない。

2 勤務成績優秀職員及び年間業務成績優秀部署の表彰にあつては、その都度、上申の方法を監察課長から所属長に通知するものとする。

本条…一部改正〔平成25.3訓令8〕

(監察課長の意見添付)

第11条 監察課長は、前条の規定により所属長から上申書を受理したときは、功労の内容その他必要と認める事項について調査又は審査を行い、並びに表彰の要否及び表彰の種類について意見を付し、本部長に提出しなければならない。

第2編 警務 鹿児島県警察の表彰に関する訓令

2 前項の規定により、表彰の要否及び表彰の種類について意見を付すときは、事前に、表彰の対象となっている警察事務を主管する本部の部課長に合議しなければならない。

(表彰の通知)

第12条 監察課長は、職員が本部長表彰を受けたときは、その都度、警務部警務課長(以下「警務課長」という。)及び表彰を受けた職員の所属長に、被表彰者の所属、職、氏名、表彰年月日及び表彰の種類並びに表彰理由を通知しなければならない。

本条…一部改正〔平成25.3訓令8〕

(表彰記録表の作成及び保管)

第13条 前条の規定により監察課長から通知を受けた警務課長は表彰を受けた職員の職員人事記録原簿(鹿児島県警察職員の人事記録・人事配置等の取扱いに関する訓令(平成10年鹿児島県警察本部訓令第44号)に定める別記第1号様式をいう。)に、所属長は表彰を受けた所属職員の表彰記録表(別記第3号様式)に、それぞれ所定の事項を記入しなければならない。

(離職者の表彰記録表)

第14条 所属長は、所属職員が辞職、死亡、出向等によりその職を離れたときは、当該職員の表彰記録表は、本人に交付又は廃棄するものとする。

(所属長等の表彰)

第15条 本部長は、所属長等にそれぞれの所掌事務について、本部長が行う表彰に至らないもので、相当の功労若しくは業績があると認められる職員若しくは部署又は功労があると認められる警察部外の者若しくは団体に対して、表彰を行わせることができる。

2 前項の表彰において感謝状を授与するときは、第8条の規定を準用する。

本条…追加〔平成25.3訓令8〕

(雑則)

第16条 この訓令に定めるもののほか、鹿児島県警察の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

本条…追加〔平成25.3訓令8〕

附 則

1 この訓令は、平成11年1月1日から施行する。

2 鹿児島県警察表彰規程(昭和34年鹿児島県警察本部訓令第9号)は、廃止する。

第2編 警務 鹿児島県警察の表彰に関する訓令

附 則 (平成13.2.14訓令3)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25.3.21訓令8)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

副賞基準金額表

表彰の種類	賞金	備考
賞詞	3,000円以内	1件1人
賞状	5,000円以内	1件1部署
賞誉	2,000円以内	1件1人
	3,000円以内	1件1部署
感謝状	5,000円以内	1件1人
	10,000円以内	1件1団体

別記

第1号様式（第10条関係）

（表）

鹿児島県警察本部長 殿		第 号	
		年 月 日	
		所属長 職氏名 ㊦	
表 彰 上 申 書			
表 彰 の 種 類			
被表彰者の所属、勤務別職、氏名及び年齢 (住所、職業、氏名及び年齢)			
拜 命 年 月 日		勤続年数	年 月

（裏）

既 往 の 賞 罰	
勤 務 成 績 の 概 要 (人物及び信用程度)	
事 案 の 概 要	
功 勞 の 詳 細	
参 考 事 項	

第2編 警務 鹿児島県警察の表彰に関する訓令

第2号様式 (第10条関係)

(表)

第 号 年 月 日	
鹿児島県警察本部長 殿	
所属長 職氏名 ㊟	
表 彰 上 申 書	
表 彰 の 種 類	
部 署 名 (団体名、代表者、住所及び 氏名)	
団 体 の 構 成 状 況	

(裏)

事 案 の 概 要	
功 勞 又 は 業 績 の 詳 細	
社 会 的 反 響	
参 考 事 項	

第2編 警務 鹿児島県警察の表彰に関する訓令

第3号様式 (第13条関係)

表彰記録表			氏名		生年月日	
年月日	表彰の種別	表彰者名	表彰理由		所属名	